

未来につながる
お仕事ませんか?

政策決定の大事な基礎資料「統計」をつくる仕事です

統計調査員を募集します



市では国が実施する各種統計調査に従事する統計調査員を募集しています。
調査の最前線で活躍できる、やりがいのある仕事です。
皆さんも空いた時間を使って統計調査員をやってみませんか。

統計調査ってどんなもの?

統計は国民の共有財産

日本の人口、完全失業率、生産量・消費量日本一など、新聞やテレビでとりあげられる、これらのデータは統計調査の結果から得られています。社会や経済の現状を正確に捉え未来に生かしていくには統計調査は必要不可欠です。その結果は、国・地方自治体による政策や計画の策定、民間企業・学術研究分野での利用など、多くの分野で活用され、皆さんの暮らしを支えています。



統計調査員って何をするの?

調査票の配布と回収が主な業務

説明会を開催するので、初めてのかたでも安心です
調査対象(世帯や事業所)への調査票の配布・回収と調査票の点検・整理を行います。

今後実施予定の主な調査

工業統計調査(製造業の調査) : 平成29年 6月
就業構造基本調査(就業状況の調査) : 平成29年10月



調査の期間や報酬は?

空いた時間で調査することが可能です

調査の活動期間は原則約2カ月です。活動日や時間が細かく決まっているわけではないので、空いた時間を使って調査することが可能です。

報酬は一回あたり平均3~5万円

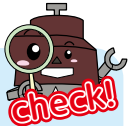
調査の種類や受け持ち件数により異なりますが、一回の調査で平均3~5万円をお支払いしています。



誰でも応募できるの?

以下の条件を全て満たすかたが登録できます(年齢制限はありません)

- ① 20才以上のかたで、健康で滞りなく調査を遂行できるかた
 - ② 責任感があり、調査上の秘密を守れるかた
 - ③ 税務、警察および選挙に直接関係のないかた
- ※登録を希望するかたは企画経営課統計係にお問い合わせください。



問い合わせ…企画経営課統計係 ☎048-227-7515



固定資産税・都市計画税では住宅用地に対して課税標準の特例措置があり、税負担が軽減されています。この特例措置を正しく適用するために土地や家屋の状況に変更があった場合(住宅を取り壊して住宅用地以外へ用途変更した場合や、駐車場から住宅用地に用途変更した場合など)は申告してください。

住宅用地の申告

平成29年1月31日(火)まで

申告書提出期限

- ① 固定資産税課
(本庁舎3階5番窓口)へ持参
- ② 郵送(固定資産税課〒332-8601 青木2-1-1)
- ③ 電子申告
詳細は地方税ポータルシステムeLTAXホームページをご覧ください。

申告方法は3通り

申告書は12月上旬に発送します。平成28年中に、新規に事業を開始されたかたは、固定資産税課に連絡または、市ホームページから「償却資産」と検索の上、申告書を印刷して提出してください。

申告書の送付

事業用の資産を市内に所有されているかたは、毎年1月1日現在の所有状況の申告が必要です。

税金を知ろう⑧
固定資産税(償却資産)の申告は忘れずに

税金を知ろう⑧

今月の納期
固定資産税第3期
国民健康保険税(第6期)
納期限: 12月28日(水)
納付は口座振替をご利用ください。コンビニでも納められます。なお、納期限を過ぎると延滞金がかかります。

対象	場所(本庁舎)	問い合わせ
市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、法人市民税	3階1番窓口	納税課 ☎048-259-7643 7948 7949
国民健康保険税	1階11番窓口	国民健康保険課 ☎048-259-7671
介護保険料	1階1番窓口	介護保険課 ☎048-259-7295

持ち物
催告書など各課から送付したもの、印鑑(お支払い相談の場合は必須です)

12月
21日(水)
22日(木)
19:00まで
18日(日)
9:00~17:00

納税等相談窓口
夜間・休日
お早めにご相談を



問い合わせ…固定資産税課 ☎048-259-7637(償却資産)・7639(住宅用地) 納税課 ☎048-259-7643・7948・7949
国民健康保険課 ☎048-259-7671 介護保険課 ☎048-259-7295